

【別紙】

住宅宿泊事業法施行規則、 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則及び ガイドラインの改正の概要

令和元年 9 月 13 日
国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省

I. 改正の概要

(省令関係)

- 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 号に規定する「国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。
- 法第 25 条第 1 項第 1 号に規定する「国土交通省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により住宅宿泊管理業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。
- 法第 49 条第 1 項第 1 号に規定する「国土交通省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により住宅宿泊仲介業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。
- 住宅宿泊事業の届出書並びに住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の申請書の添付書類「成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書及びその旨を証明した市町村の長の証明書」は不要とする。
- その他、所要の改正を行う。

(ガイドライン関係)

- 上記省令改正に伴い、所要の改正を行う。

III. 公布・施行

公布：令和元年 9 月 13 日

施行：令和元年 9 月 14 日